

策定日 令和7年3月1日

JA 神奈川つくい一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

従業員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境をつくり、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1

年次有給休暇取得を促進し、取得率を65%以上にする。

【対策】

- ・個人毎の取得率目標を65%以上とする。
- ・年次有給休暇取得状況の定期集計及び状況確認を実施する。
- ・年次有給休暇を連続5日間計画的に付与する「リフレッシュ連続休暇制度」を継続実施する。

目標2

所定外労働時間を把握し、長時間労働による健康リスクを防止する。

【対策】

- ・所定外労働時間の定期集計及び状況確認を実施する。
- ・健康リスクが懸念される長時間労働者に対する、産業医等による面接を実施する。

目標3

係長級の女性労働者割合を拡大し40%以上にする。

【対策】

- ・係長級にある者に占める女性労働者割合を集計し把握する。
- ・職員に対し、昇格要件に該当する資格取得を推奨する。
- ・研修派遣や通信教育推奨等、スキルアップの場を提供する。

公表基準日:令和8年4月1日

女性の活躍に関する情報公表

(改正女性活躍推進法にもとづく公表)

J A 神奈川つくい

◎公表項目:「係長級にある者に占める女性労働者の割合」

45.00%